

# 合併協議会

vol.2  
2007年8月

豊川市  
Toyokawa

音羽町  
Ofowa

御津町  
Mito

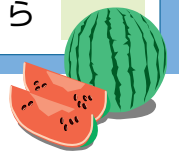
# だより

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地  
豊川市役所内（北庁舎2階）  
TEL (0533)89-2263  
FAX (0533)89-2125  
URL <http://tom-gappei.jp>  
E-mail [info@tom-gappei.jp](mailto:info@tom-gappei.jp)

## 合併協議会第3回会議の結果

- 日時 平成19年7月10日（火）午後1時30分から
- 会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室
- 出席者 会長、委員及び顧問 25名出席



会長あいさつ、会議録署名者の指名に引き続き、以下のことが話し合われました。

### 協議事項

#### ①「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について

「音羽町及び御津町の農業委員会は、豊川市の農業委員会に統合するものとする。

音羽町及び御津町の農業委員会の選挙による委員は、これらの者であらからじめ互選した者（音羽町2名、御津町4名）について、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、豊川市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとする」とことが決定されました。

#### ②「地方税の取扱い」について

「1市2町で差異のある税制につ

ては、次のとおり取り扱うものとする。

①都市計画税の税率は、百分の0.3とする。ただし、現在の御津町の地域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条の規定に基づく不均一課税を適用し、合併年度及び平成20年度は百分の0.2、平成21年度は百分の0.25を税率とする。

②普通徴収に係る個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納期は、平成20年度から豊川市の例により統一すること

#### ③「財産及び債務の取扱い」について

「音羽町及び御津町が所有する財産及び債務については、全て豊川市に引き継ぐものとする」とことが決定されました。

#### ④「公共的団体の取扱い」について

「公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努める」とことで決定されました。

#### ⑤「補助金、交付金等の取扱い」について

「補助金、交付金等については、以下の方針に基づき調整するものとする。

①1市2町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、



速やかに統一の方向で調整する。

②差異のある補助金、交付金については、統廃合を含め、他の施策への変更、段階的な削減及び適正な補助率の検討を行うものとする」ことが決定されました。

### ⑥「消防団の取扱い」について

「消防団は合併時に豊川市消防団に統合する。なお、分団等の組織は、当面の間は現行のとおりとし、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする」ことが決定されました。

### ⑦「各種事務事業の取扱い」について

①広報広聴関係事業

「広報誌は、毎月2回発行することとし、内容や配布方法については合併時までに調整する。その他の広報と広聴関係については、原則として合併時に豊川市の制度に統一する」ことが決定されました。

### ②自治会・行政区

「町内会、区長会の組織については、現行のとおりとするが、平成21年度に、豊川市の連区制度を基本として組織体制の見直しを行うものとする」ことが決定されました。

### ⑧「各種事務事業の取扱い」について

「防災関係事業」について

「地域防災計画及び国民保護計画については、新市において速やかに改訂するものとする。

防災行政無線（移動系）の運用については、当面の間は現行のとおりとし、新市において、相互利用ができる体制を検討する。

防災行政無線（同報系）の運用については、当面の間は現行のとおりとし、新市において、そのあり方を検討する」ことが決定されました。

### ⑨「各種事務事業の取扱い」について

「交通関係事業」について

「1市2町で実施されている公共交通機関の確保に関する事業については、新市に引き継ぐものとする。なお、新市においては、一層の地域内交流の促進と住民の利便性向上を目指し、利用者や地域住民のニーズも勘案しながら、総合的な公共交通施策の検討を行うものとする」ことが決定されました。

### ⑩「愛知県協議にかかると

「新市基本計画(案)」について

新市基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とした計画で

あり、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならぬとされています。またこの計画は、合併特例法で、計画策定時に県知事との協議を行うことが定められています。

今回の会議では、愛知県との協議を行うための新市基本計画(案)を決し、愛知県と正式な協議を行うことになりました。

## 合併協議会第4回会議の結果

- 日時 平成19年7月18日(水) 午後1時30分から
- 会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室
- 出席者 会長、委員及び顧問 25名出席

会長あいさつ、会議録署名者の指名に引き続き、以下のことが話し合われました。

## 協議事項

### ①「条例、規則等の取扱い」について

「豊川市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする」ことが決定されました。

### ②「組織及び機構の取扱い」について

「新市の組織・機構は、市役所及び支所を基本として、次の方針に従い整備するものとし、具体的な組織・機構については、合併時までに1市2町の長が別に協議して定める。

①簡素で効率的な組織・機構を目指す。

②支所については、住民サービスが低下しないように配慮する」ことが決定されました。

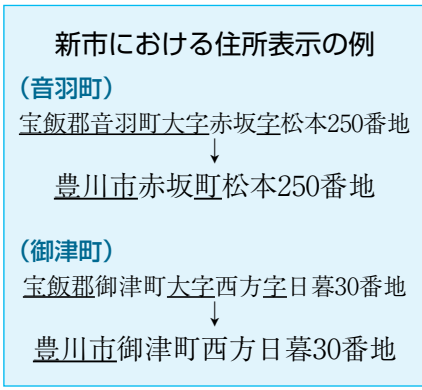
### ③「町名・字名の取扱い」について

「現在の豊川市の町・字の区域及

び名称は、現行のとおりとする。  
現在の音羽町及び御津町の町・字の区域については現行のとおりとし、名称については、次のとおりとする。

①現在の音羽町の町・字の名称については、原則として『大字』及び『字』を削除するとともに、大字名を町名とする。ただし、現在の大字赤坂台については、『赤坂台町』とはせず、『赤坂台』とする。

②現在の御津町の町・字の名称については、原則として『大字』及び『字』を削除するとともに、御津を町名とする」ことが決定されました。



④「一部事務組合等の取扱い」

以下のとおり決定されました。

①一部事務組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって豊川宝飯衛生組合及び愛知県市町村職員退職手当組合を脱退する。

②広域連合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合を脱退する。

③協議会

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯地区広域市町村圏協議会及び東三河地方教育事務協議会を脱退する。

④共同設置機構

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯郡介護認定審査会を脱退する。

⑤事務委託

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって豊川市に対する消防事務、愛知県に対する公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び公平委員会の事務の委託の規約を廃止する。

⑥土地開発公社

音羽町及び御津町の出資金を新市に引き継ぐものとする。

⑦共済組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって愛知県市町村職員共済組合を脱退する。

⑤「国民健康保険事業の取扱い」

コトワザ

「国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。保険料率については、豊川市の例により統一する。ただし、現在の音羽町及び御津町の地域については、平成21年度まで不均一の賦課とする。

結核医療付加金支給事務については、豊川市の例により市域全体で実施する」ことが決定されました。

⑥「各種事務事業の取扱い」

福祉関係事業について

以下のとおり決定されました。

①福祉医療

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。  
精神障害者医療費支給事業については、豊川市の例による。

②保育事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。  
ア 保育料及び主食代並びに休日

ア 保育料及び主食代並びに休日

保育

豊川市の例による。  
イ 延長保育、障害児保育及び一時保育

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、指定園については新市において調整するものとする。

ウ 乳児保育

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、施設状況により受け入れ不可能な場合については新市において調整する。

エ 放課後児童健全育成事業

(児童クラブ)

豊川市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、新市において制度のあり方について検討する。

③高齢者福祉事業

1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。  
ア ひとり暮らし高齢者ガス安全

対策事業、訪問理美容サービス事業、在日外国人高齢者福祉手当及び家具転倒防止器具取付等事業

豊川市の例により、市域全

## －合併協定調印式－

- ◆日時 8月6日(月)  
午後2時30分から
- ◆場所 豊川市民プラザ(プリオII 4階)

## 合併協定調印式を開催します

8月6日(月)の合併協議会第5回会議では、新市基本計画についての協議が予定されており、この議題が承認されますと、全ての合併協定項目の協議が終了することになります。

そこで、この会議に引き続き、合併協定調印式を行う予定になっています。

合併協定調印式は、これまでの合併協議の集大成である合併協定書に関係者が署名・調印し、合併に向けた合意を確認する式典です。

## 今後のスケジュール(予定)

平成19年	8月中旬	各市町において合併(廃置分合)議案申請議案可決
	8月中旬	県に合併(廃置分合)申請
	9月下旬	県議会において合併(廃置分合)議案提案
	10月中旬	県議会において合併(廃置分合)議案可決
	10月中旬	合併(廃置分合)知事決定
	10月下旬	合併(廃置分合)総務大臣届出
平成20年	11月中旬	総務大臣の合併(廃置分合)告示
	1月15日	新豊川市発足

皆様のご意見・ご質問をお待ちしております。



調印式の後も、いろいろな事務手続きが必要ですが、よりよいまちづくりに向けて、一步一步着実に進めていけたらと思います。

- 体で実施するよう調整する。  
在宅寝たきり高齢者等介護者手当  
新市においては実施しない。  
介護用品支給事業、敬老金支給事業  
豊川市の例による。  
④障害者福祉事業  
1市2町で差異のある事業については、次のとおり取り扱ってもとする。  
ア在日外国人障害者福祉手当、ガイドヘルパー派遣事業、訪問入浴サービス事業、身体障害者自動車改造費支給事業及び家具転倒防止器具取付等事業  
豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。  
イ障害者手当  
豊川市の例による。  
⑤児童福祉事業  
新市における単独の遺児手当については、豊川市の例による。  
⑦「各種事務事業の取扱い」「教育関係事業」については、現行のとおりとし、新市においては、

### 訂正

合併協議会だより第1号の内容に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

■6ページ右下図「購買状況」の豊川市内の比率  
(誤) 77.4% → (正) 78.2%

ける給食センターのあり方を検討した後、給食センター方式として統一する。  
給食費については、現行のとおりとし、新市において検討することが決定されました。

## 編集後記

The editor's notes

合併協議会が設立されてから約2ヶ月が経過しました。日ごとに暑くなってきましたが、合併協議会でも熱い議論が交わされてきました。会議も第4回を終了し、ほとんどの協定項目の協議が終了しました。

そして、8月6日には、いよいよ合併協定調印式が行われる運びとなりました。これまでの合併協議の集大成として記念すべき日となります。